

小千谷市下水道事業経営戦略(第2次改定)

〔
公共下水道事業
農業集落排水事業
〕

計画期間 令和6～15年度

令和6年3月

新潟県 小千谷市

目次

第1章	はじめに	1
1-1.	経営戦略とは	1
1-2.	本経営戦略の位置付け	1
1-3.	計画期間	2
1-4.	下水道事業会計の仕組み	2
第2章	下水道事業の現況	3
2-1.	下水道事業の概要	3
2-2.	下水道施設整備の現況	5
2-3.	下水道事業会計の現況	6
2-4.	下水道使用料体系の現況	7
2-5.	民間活用の現況	8
2-6.	組織体制の現況	8
2-7.	下水道経営の現況	8
第3章	将来の事業環境	11
3-1.	人口の見通し	11
3-2.	下水道有収水量の見通し	12
3-3.	下水道使用料収入の見通し	12
3-4.	施設の見通し	13
3-5.	組織の見通し	13
3-6.	下水道事業の課題	13
第4章	経営の基本方針	14
4-1.	基本方針	14
4-2.	基本施策	14
4-3.	経営目標の設定	14
第5章	今後の主要な取組	15
5-1.	広域化の推進	15
5-2.	施設老朽化対策の推進	15
5-3.	官民連携の推進	16
5-4.	危機管理体制の強化	16
5-5.	水洗化率の向上(接続促進)に向けた取組の推進	16
第6章	投資・財政計画(令和6~15年度)	17
6-1.	投資計画	17
6-2.	財源計画	18
6-3.	投資以外の経費	18
6-4.	投資・財政計画の策定	19
第7章	経営戦略の進捗確認と改定の方針	22
第8章	経費回収率の向上に向けたロードマップ	23
【投資・財政計画】		
・	収益的収支	24
・	資本的収支	26

第1章 はじめに

1-1. 経営戦略とは

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められます。しかし、下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取組として経営戦略を策定します。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、下水道施設に関する投資の見通し(投資計画)と、その財源の見通し(財源計画)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう策定されるものです。

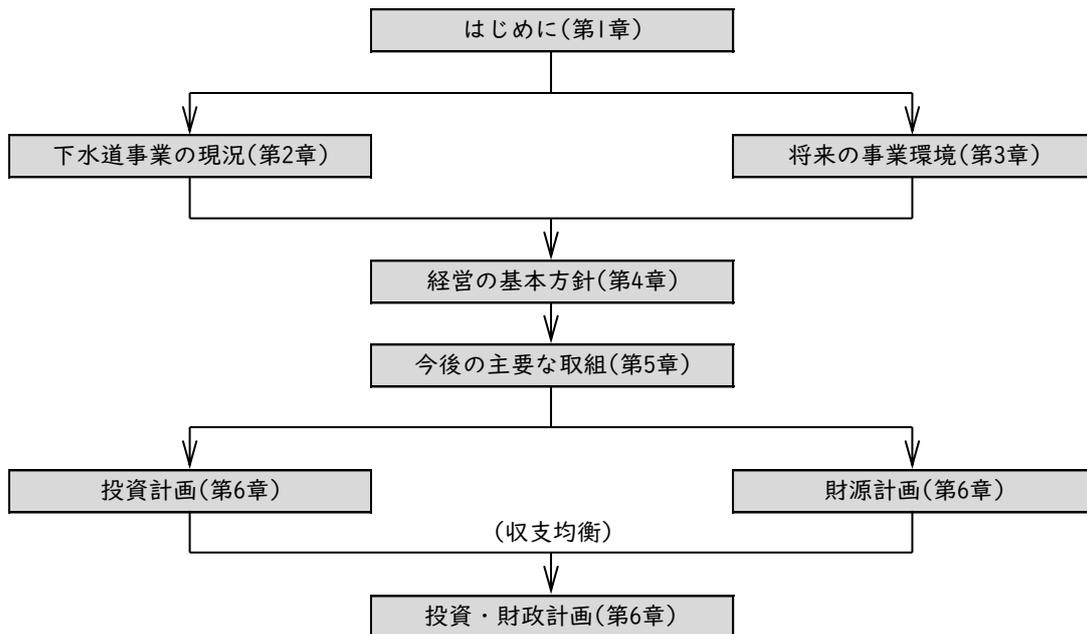


図1 経営戦略策定のイメージ図

1-2. 本経営戦略の位置付け

本戦略は「小千谷市総合計画」を上位計画とし、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業)の中長期的な経営の基本計画として位置付けられるものです。本市では平成29年3月に「小千谷市下水道事業経営戦略」を策定するとともに、令和4年3月に第1次改定を実施しました。

今回の改定は、「経費回収率の向上に向けたロードマップ^{※1}」の策定を主目的とし、第1次改定の内容を見直すものです。

表1 小千谷市下水道経営戦略の経緯

区分	計画期間	策定期間
当初計画	平成29年度から令和8年度(10年間)	平成29年3月
第1次改定	令和4年度から令和13年度(10年間)	令和4年3月
第2次改定(今回)	令和6年度から令和15年度(10年間)	令和6年3月

※1 経費回収率の向上に向けたロードマップ…今後10年程度での段階的な使用料の適正化や経営改善等の具体的取組、実施時期及び業績目標を記載するもの。「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第46号令和5年4月3日)において経営戦略に記載することが求められている。

1-3. 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」と示されていることを踏まえ、本戦略の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

1-4. 下水道事業会計の仕組み

(1) 収益的収支と資本的収支

下水道事業会計は地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなるのが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(減価償却費等の非現金支出により留保される資金)があります。

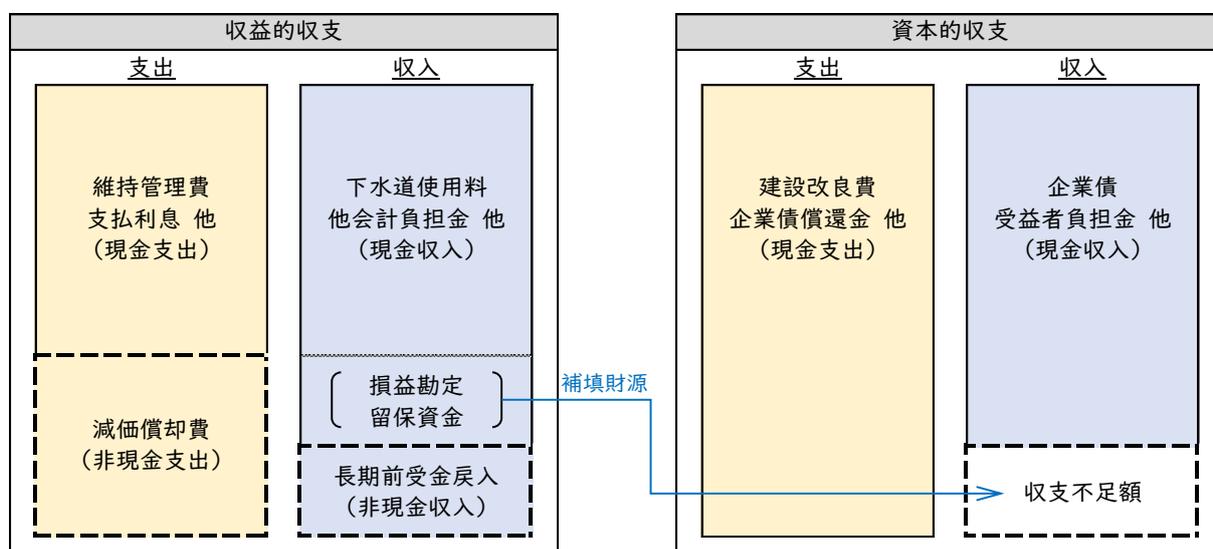


図2 下水道事業会計のイメージ

(2) 経費負担区分

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する経費は事業収入(下水道使用料)によって賄うべきものとされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い「分流式下水道に要する経費」の一部などは、公的な便益も認められることから公費(他会計負担金)により負担します。

第2章 下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要

本市では下水道事業として、市街地を対象とした「公共下水道事業」と農村地域を対象とした「農業集落排水事業」を実施しています。

(1) 公共下水道事業

公共下水道は、主に市街地における下水の処理を目的として整備されるものです。

本市の公共下水道は、昭和59年2月に当初事業認可を取得し、平成5年3月31日に一部区域の供用を開始しました。本市は新潟県信濃川下流流域下水道(長岡処理区)の構成市となっており、新潟県の下水処理場で汚水処理を実施しています。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水は農業振興地域内の集落を対象とし、生活環境の改善を目的として整備されるものです。本市では、現在市内6地区(池ヶ原、吉谷、川井、真人、岩沢、上片貝)で農業集落排水事業を実施しています。なお、鴻野谷地区(山谷地区及び鴻巣地区)は昭和62年6月に供用を開始しましたが、事業の効率化を図るため、平成29年度に公共下水道に施設統合しています。

表2 本市下水道事業の概要(令和5年3月末時点)

	公共下水道	農業集落排水
供用開始	平成5年3月	池ヶ原地区 平成7年3月 吉谷地区 平成10年3月 川井地区 平成12年3月 真人地区 平成15年3月 岩沢地区 平成18年7月 上片貝地区 平成21年3月
処理区域内人口	28,666人	3,335人
水洗化人口	27,498人	3,253人
処理区域内人口密度	30.5人/ha	12.1人/ha
水洗化率	95.9%	97.5%
管路施設	(汚水)215km、(雨水)24km	(汚水)58km、(雨水)なし
ポンプ場施設	マンホールポンプ場 74箇所	マンホールポンプ場 52箇所
処理場施設	なし(新潟県流域下水道に接続)	6箇所
下水道普及率	95.6% (処理区域内人口 32,001人 ÷ 行政人口 33,457人)	
汚水処理人口普及率	99.3% (汚水処理人口 33,239人(合併処理浄化槽人口を含む) ÷ 行政人口 33,457人)	

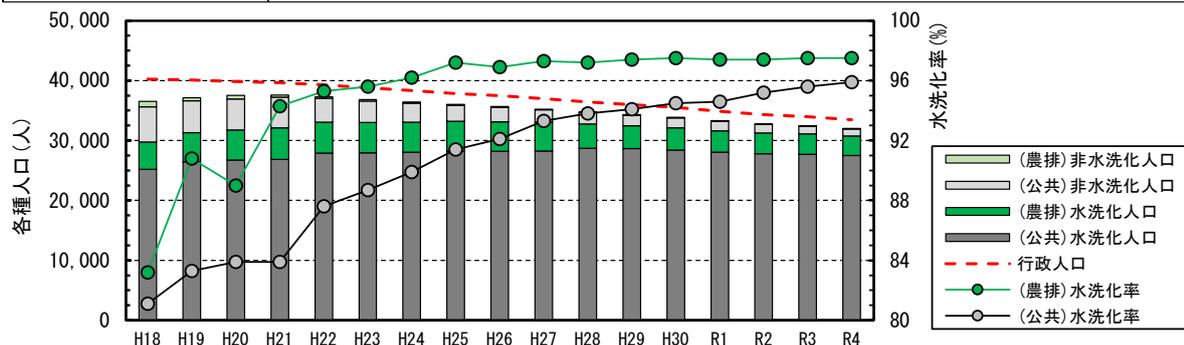


図3 水洗化人口、水洗化率の推移(処理区域内人口=水洗化人口+非水洗化人口)

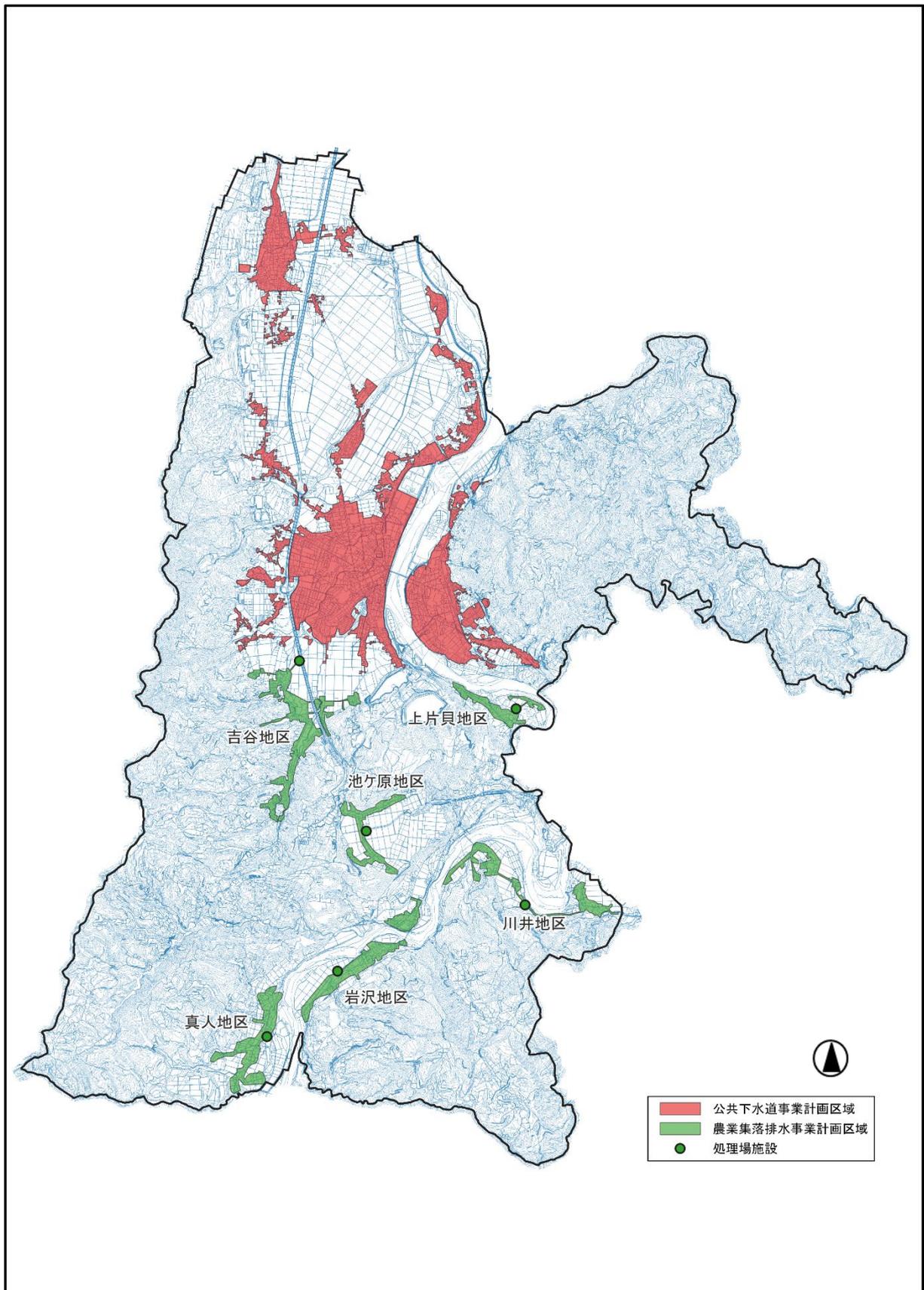


図4 下水道事業計画区域(汚水)

2-2. 下水道施設整備の現況

(1) 汚水処理人口普及率

新潟県内における汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理人口の割合)を図5に示します。令和4年度末時点における本市の汚水処理人口普及率は99.3%となっており、汚水処理施設の整備は概ね完了しています。

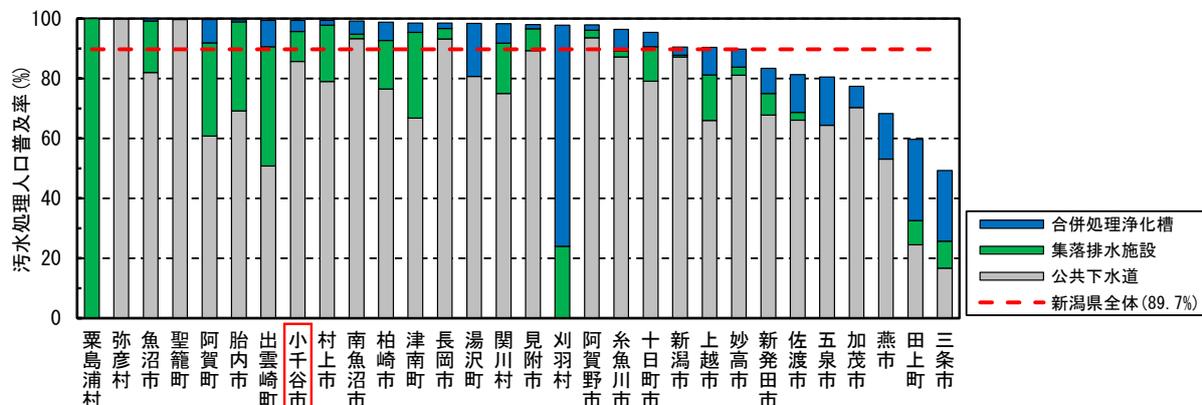


図5 新潟県内の汚水処理人口普及率(令和4年度末)

(2) 現有施設

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ場施設、下水を処理する処理場施設で構成されます。

<管路施設>

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場施設、処理場施設または放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設(汚水)の整備状況を図6に示します。

本市では、平成21年度までに管路施設(汚水)の整備は概ね完了し、令和4年度末時点における総延長は273kmとなっています。

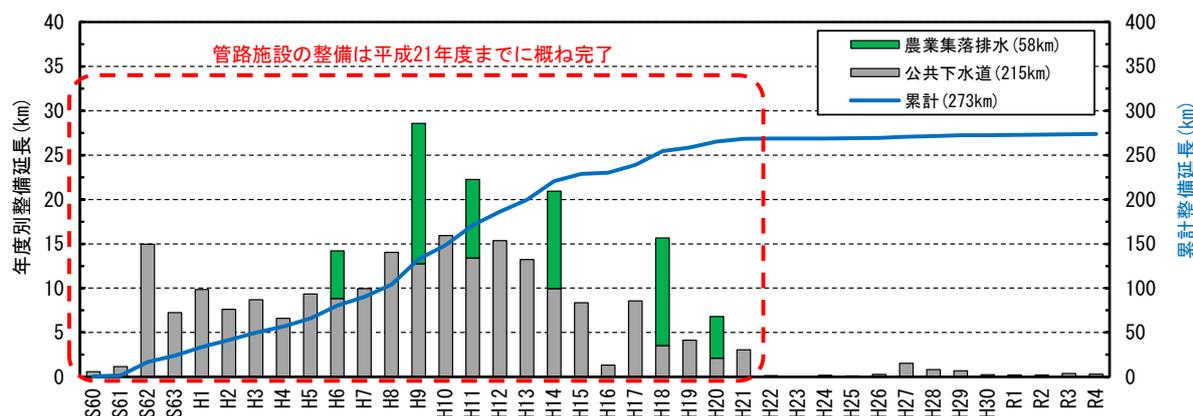


図6 管路施設(汚水)の整備状況

(農業集落排水山谷地区及び鴻巣地区は公共下水道に含む)

<マンホールポンプ場>

マンホールポンプ場は、下水道管きょの埋設が深くなる場合に設けられる揚水施設であり、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に設置されるものです。本市では公共下水道で74箇所、農業集落排水で52箇所が整備されています。

<処理場施設>

処理場施設は、管路施設で収集した汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。本市では、農業集落排水事業において処理場施設が6箇所整備されています。

表3 処理場施設の整備状況(農業集落排水)

施設名称	処理能力	処理方法	供用開始年月	現在経過年数 (令和4年度末)
池ヶ原処理場	154m ³ /日	JARUS-XIV型(連続流入間欠曝気方式)	平成7年3月	28年
吉谷処理場	538m ³ /日	JARUS-XI型(回分式活性汚泥方式)	平成10年3月	25年
川井処理場	189m ³ /日	JARUS-XIV型(連続流入間欠曝気方式)	平成12年3月	23年
真人処理場	362m ³ /日	JARUS-XIV型(連続流入間欠曝気方式)	平成15年3月	20年
岩沢処理場	378m ³ /日	JARUS-XIV型(連続流入間欠曝気方式)	平成18年7月	17年
上片貝処理場	114m ³ /日	JARUS-XIV型(連続流入間欠曝気方式)	平成21年3月	14年

2-3. 下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1)収益的収支

収益的収支は、下水道施設の維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(負担金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。

令和4年度決算における収益的収支を図7に示します。

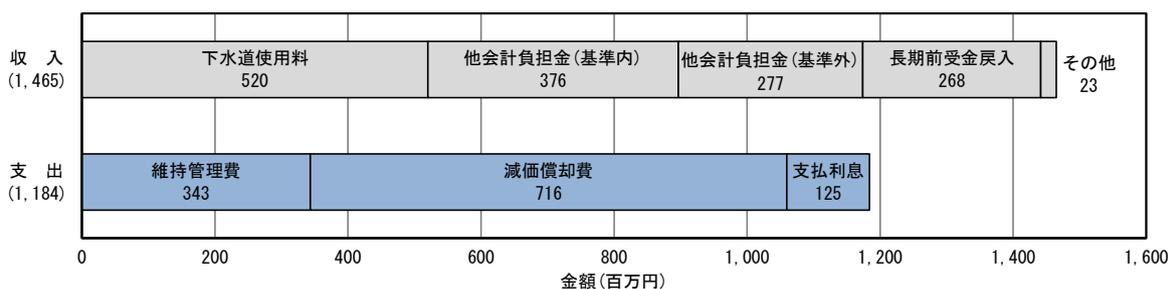


図7 収益的収支(令和4年度決算 税抜)

(2)資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、受益者負担金や企業債、支出には建設改良費や企業債償還金があります。

令和4年度決算における資本的収支を図8に示します。支出のうち、建設改良費は企業債で賄っていますが、企業債償還金についてはその多くを補填財源により賄っています。

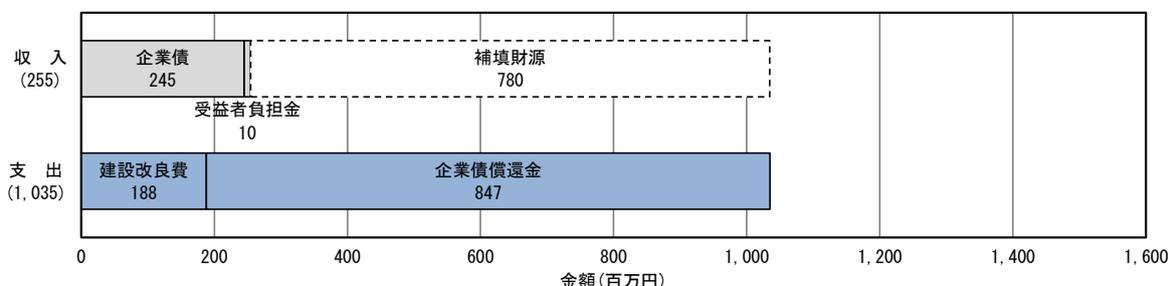


図8 資本的収支(令和4年度決算 税込)

2-4. 下水道使用料体系の現況

(1)本市の下水道使用料体系

本市の公共下水道事業は平成5年1月の制定以降、消費税に関係する改定を除き使用料の改定を実施していません。農業集落排水事業は当初は定額制でしたが、平成13年6月に公共下水道と使用料体系を統一し、従量制に移行しています。

また、本市の一般家庭用使用料(20m³/月)は3,300円(税込)となっており、新潟県内の公共下水道における平均値(3,302円)と同水準です。

表4 下水道使用料の制定・改定の経緯

公共下水道(月額 税抜)	農業集落排水(月額 税抜)
【制定】(平成5年1月1日)	【制定】(昭和61年10月1日)
基本使用料	均等割
・10m ³ まで 1,500円	・1戸当たり 1,500円/戸
超過使用料	使用人員割
・10m ³ を超える分1m ³ 当たり 150円/m ³	・一般家庭 430円/人
	・事業所 140円/人
	・公共施設 20円/人
	【改定】(平成13年6月1日)
	・公共下水道と使用料体系を統一

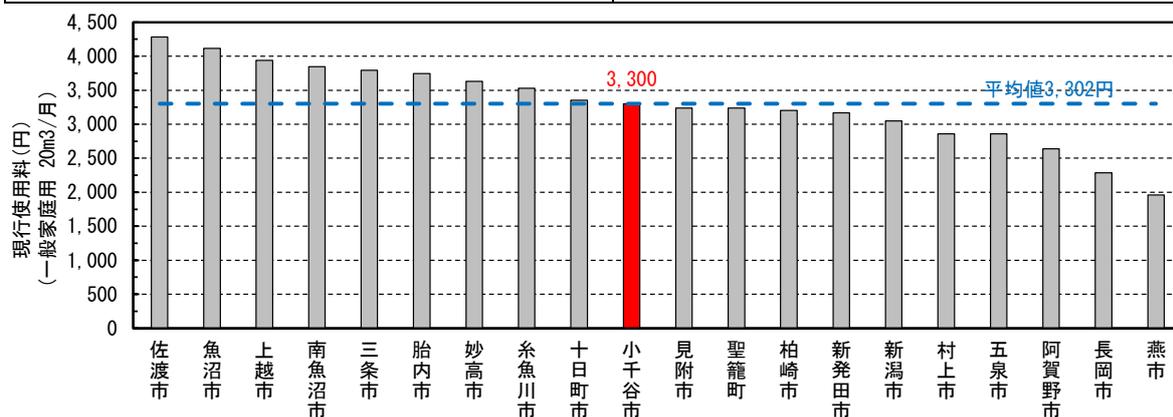


図9 県内公共下水道事業の一般家庭用使用料(20m³/月)

(出典：令和3年度地方公営企業年鑑)

(2)下水道使用料収入の推移

調定件数は増加傾向にあります。下水道使用料収入は微減傾向にあり、令和4年度は年間約5.2億円(公共下水道事業は約4.7億円、農業集落排水事業は約0.5億円)となっています。

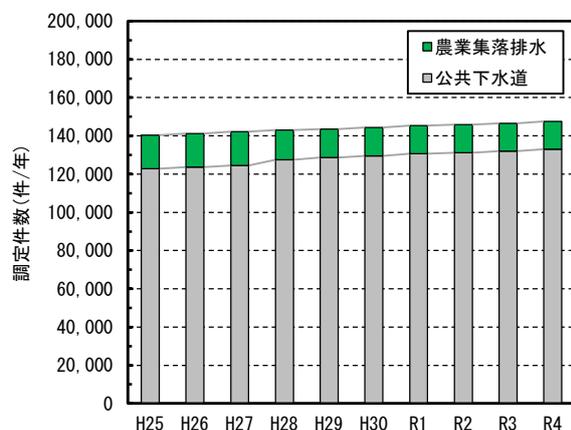


図10 調定件数の推移

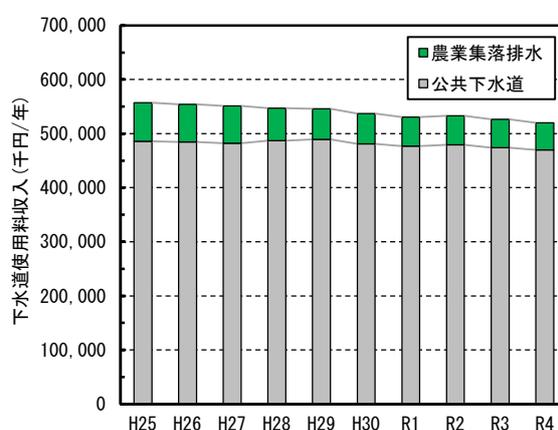


図11 下水道使用料収入の推移(税抜)

2-5. 民間活用の現況

本市では、下水道施設の維持管理業務を民間業者に委託し、維持管理の効率化を図っています。

表 5 民間委託の実施状況

事業種別	委託内容
公共下水道	①マンホールポンプの維持管理業務の一部を委託(定期巡回, 機器管理, 緊急通報時対応)
農業集落排水	①マンホールポンプの維持管理業務を委託(定期巡回, 機器管理, 緊急通報時対応) ②処理場の維持管理業務を委託(定期巡回, 機器管理, 水質管理)

2-6. 組織体制の現況

本市では、下水道経営の効率化を目指して、平成 21 年度に旧下水道課とガス水道局との組織統合を行いました。令和 5 年度末時点におけるガス水道局の組織体制を図 12 に示します。

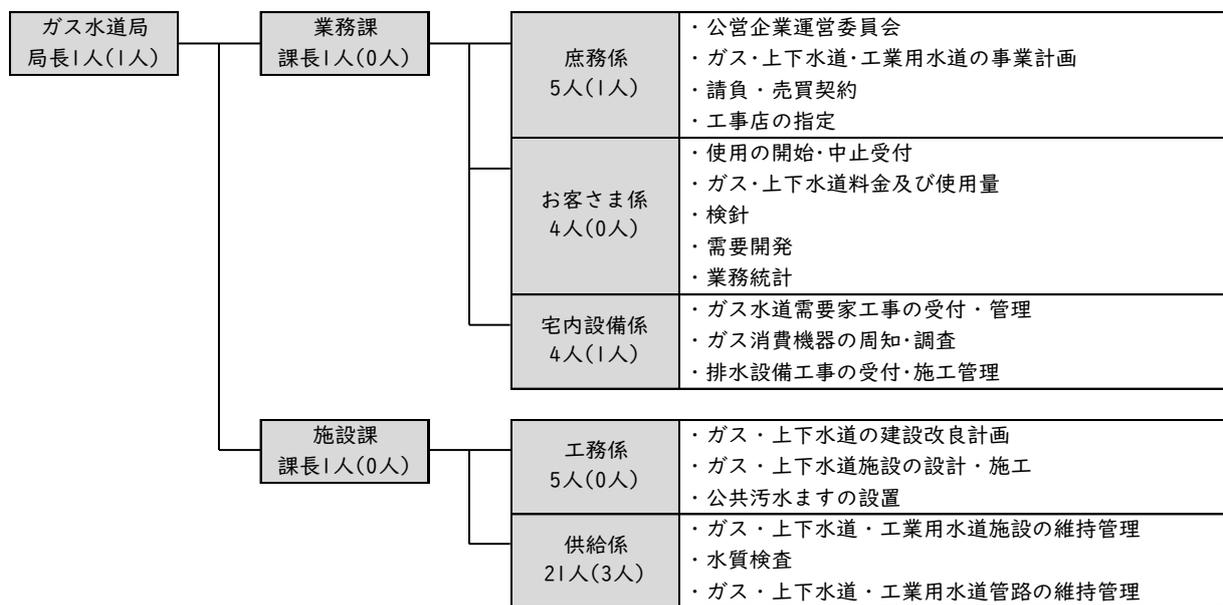


図 12 組織体制(令和 6 年 3 月 31 日時点)

※()内は給与費における下水道事業の人数

2-7. 下水道経営の現況

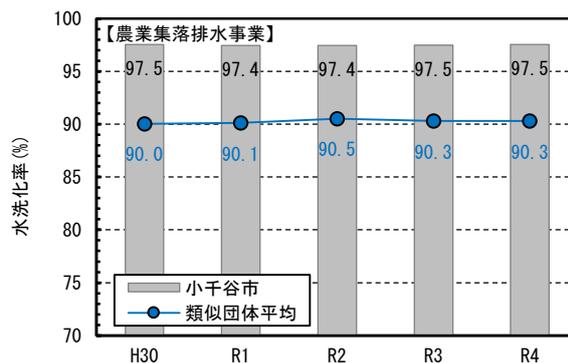
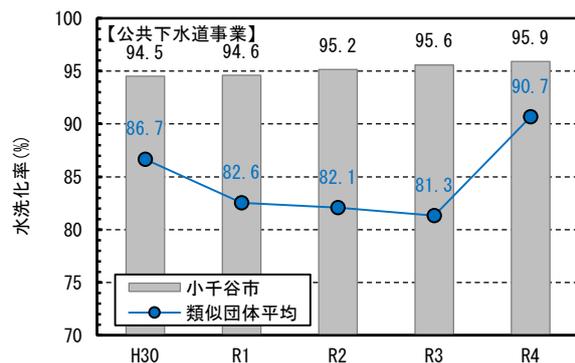
経年比較や類似団体との比較により、本市下水道経営の現況を把握・分析します。比較する類似団体は表 6 のとおりとします。

表 6 本市の類似団体区分

	公共下水道事業	農業集落排水事業
類似団体区分	処理区域内人口 3 万人未満 処理区域内人口密度 25~50 人/ha 供用開始後年数 30 年以上	供用開始後年数 30 年以上
新潟県内の類似団体	加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、刈羽村

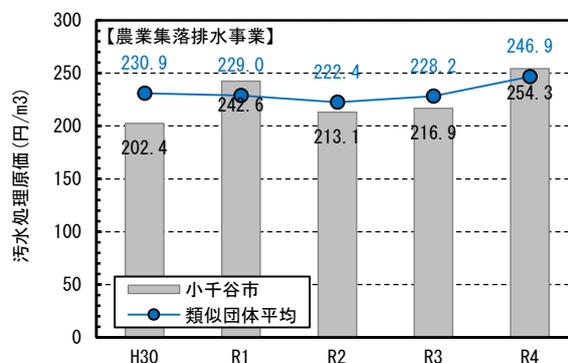
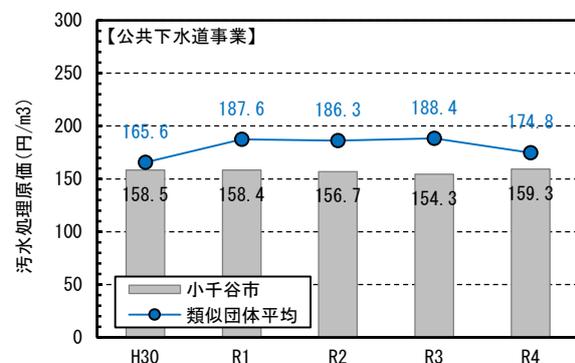
(1) 水洗化率

定義	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標
算出式	水洗化率(%) = 水洗便所設置済人口(水洗化人口) ÷ 処理区域内人口
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入等の観点から、100%となっていることが望ましい状態です。
評価	本市の水洗化率は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、類似団体平均を上回っています。ただし、水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。(両事業の合算値は96.1%(令和4年度値))



(2) 汚水処理原価

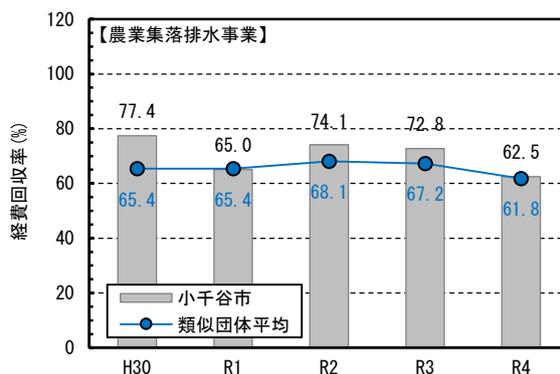
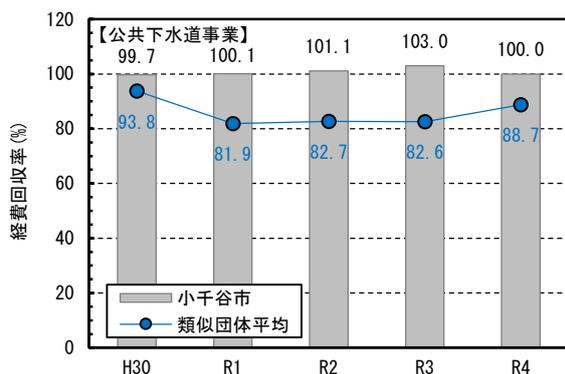
定義	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費 ^{※2} ・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標
算出式	汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費(公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量 ※汚水処理費 = 汚水資本費 + 汚水維持管理費
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評価	令和4年度末時点における農業集落排水事業の汚水処理原価は254.3円/m ³ であり、公共下水道事業の159.3円/m ³ に比べて高コストとなっています。高コストの要因として、農業集落排水事業は対象区域内の人口密度が低く(表2を参照)、効率的な汚水処理を実施しにくい環境であることが挙げられます。今後大幅な人口減少が想定されるなか、更なる事業の効率化を図り、持続可能な事業運営に努める必要があります。



※2 汚水資本費…汚水処理施設に係る減価償却費及び支払利息の合計値

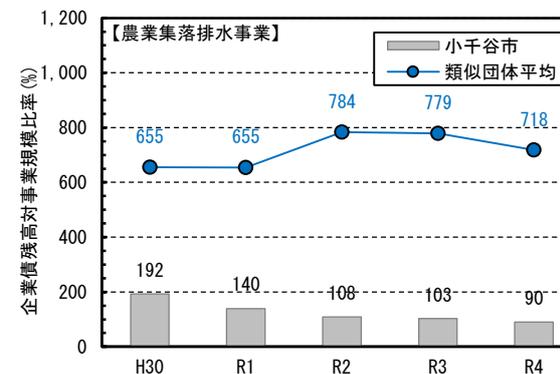
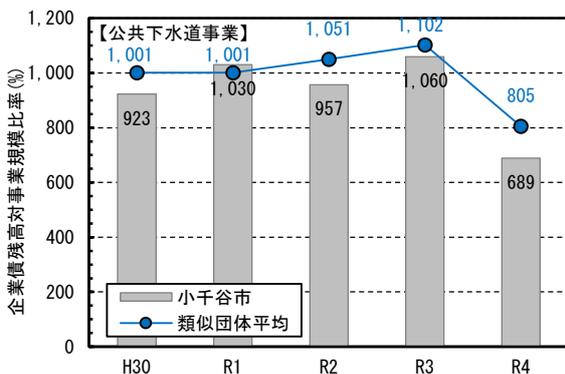
(3)経費回収率

定義	汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標
算出式	経費回収率(%) = 下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費(公費負担分を除く) × 100 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(公費負担分を除く) × 100
説明	本指標は 100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評価	本市公共下水道事業の経費回収率は 100%を越えており、良好な事業経営状況といえます。一方、農業集落排水事業は、類似団体平均と同水準であるものの、60%程度にとどまっています。(両事業の合算値は 94.5%(令和 4 年度決算値)) 今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が想定されるなか、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の維持・向上に努める必要があります。



(4)企業債残高対事業規模比率

定義	営業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標
算出式	企業債残高対事業規模比率(%) = (企業債現在高合計 - 一般会計負担額) ÷ (営業収益 - 雨水処理負担金) × 100
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、過度に高い場合は収入規模と比較して企業債残高が過大になっていることを意味し、将来世代に対する負担が重過ぎる可能性があります。
評価	本市公共下水道事業は類似団体平均と同様の水準、農業集落排水事業は類似団体平均より低い水準であり、企業債残高は過大にはなっていません。 今後下水道施設の経年劣化に伴う更新事業費の増大が見込まれるなか、企業債残高に注視する必要があります。



第3章 将来の事業環境

3-1. 人口の見通し

(1) 行政人口

厚生労働省の研究機関である「国立社会保障・人口問題研究所」は、令和2年度の国勢調査を基に令和32年度までの市町村別人口を推計し、その結果を令和5年12月に公表しています。本戦略では、上記推計に基づき将来行政人口を設定します。

本市の行政人口はすでに減少傾向にあり令和47年度時点では14,800人まで減少すると予測されます。(令和2年度時点の4割程度。)

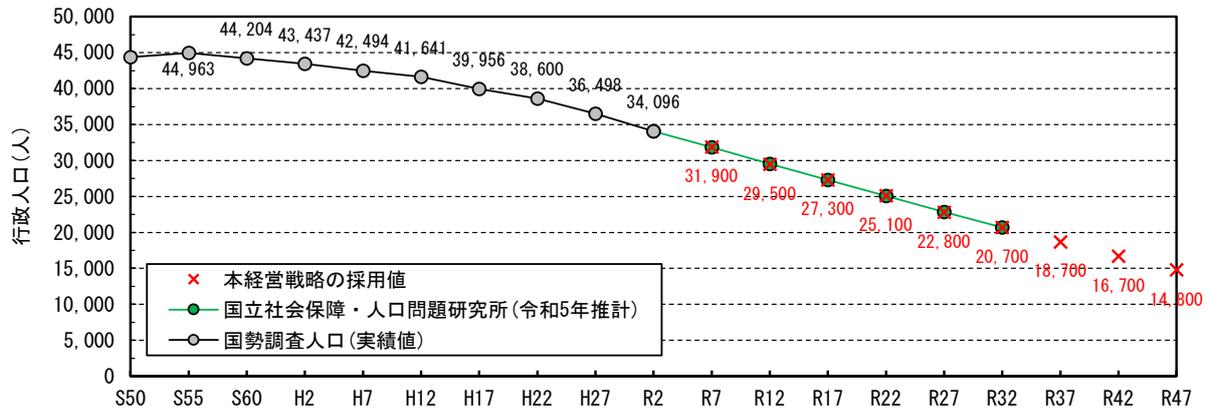


図13 行政人口の見通し

(2) 処理区域内人口

下水道が整備された区域内の人口を処理区域内人口といいます。

本市では、下水道が整備された区域内において大規模な宅地開発は計画されておらず、整備済区域内における人口の増加要因はありません。また、本市の汚水処理人口普及率は令和4年度末時点で99.3%に達しており、下水道施設整備は概ね完了していることから、下水道の新規整備に伴う処理区域内人口の増加は想定しません。

以上を踏まえ、処理区域内人口は行政人口と同様の傾向で減少すると想定します。

(3) 水洗化人口(接続人口)

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口(または接続人口)といい、下水道処理人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。

将来の水洗化率は過年度の実績を踏まえて予測します。また、水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて予測します。処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率の見通しを図14に示します。

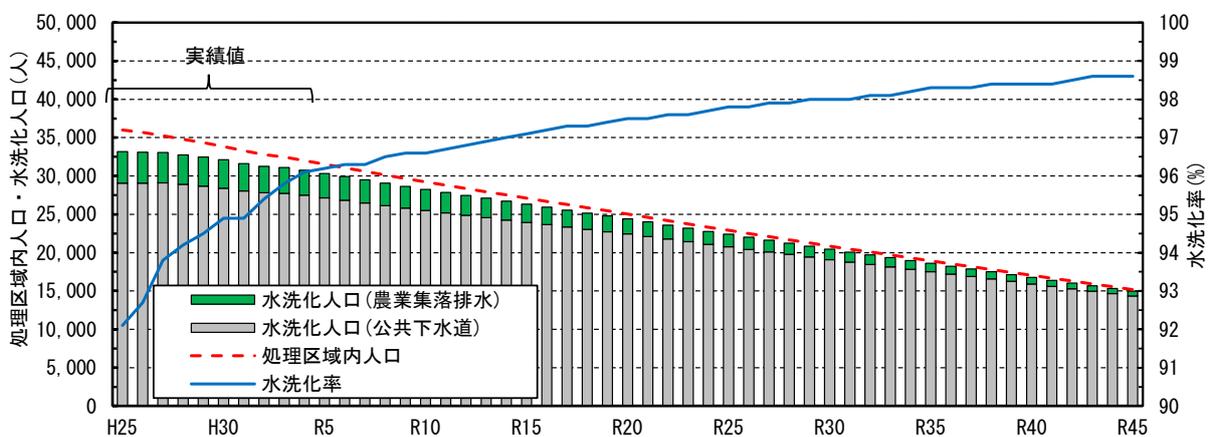


図14 処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率の見通し

3-2. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。現在の下水道使用形態(1人当たり下水道使用量)を前提とし、将来の下水道有収水量を予測します。

下水道有収水量はすでに減少傾向にあり、令和45年度時点(40年後)では現在の約5割程度まで落ち込むと予測されます。

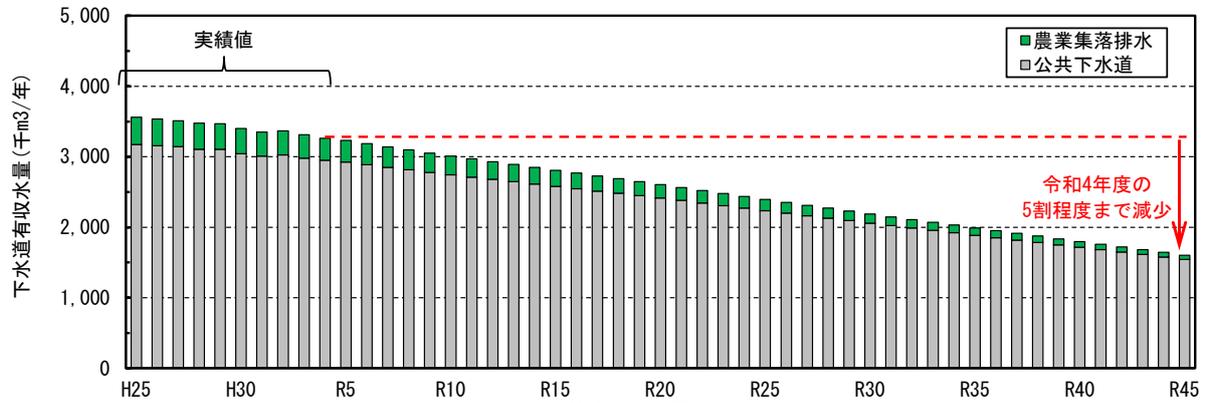


図15 下水道有収水量の見通し

3-3. 下水道使用料収入の見通し

現行の下水道使用料体系を前提とし、将来の下水道使用料収入を予測します。

将来の下水道使用料収入は人口減少を要因として減少し、令和45年度時点(40年後)では現在の約5割程度まで落ち込むと予測されます。

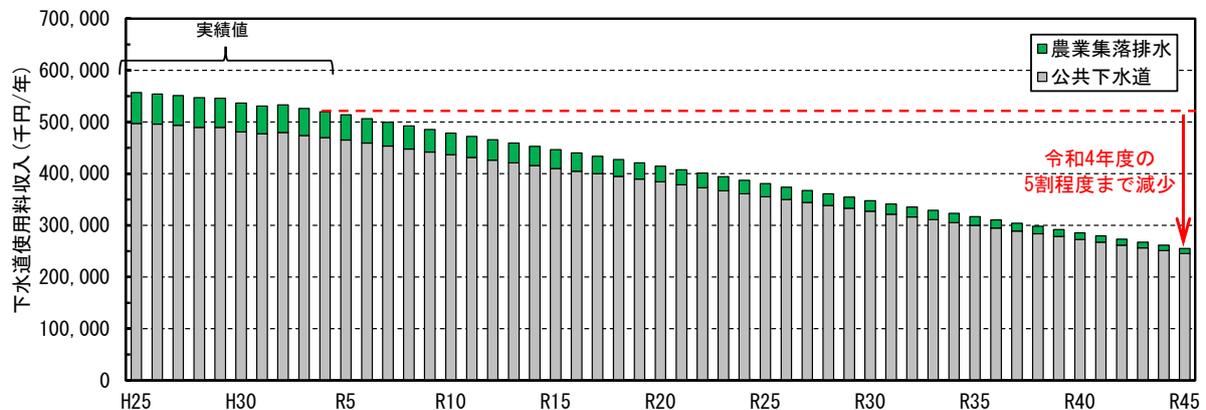


図16 下水道使用料収入の見通し(税抜)

3-4. 施設の見通し

(1) 管路施設

本市では昭和 60 年度から管路施設の整備に着手し、令和 4 年度末時点の整備延長は約 273km(汚水管路)となっています。多くの管路は平成 21 年度までの約 20 年間に整備されており(図 6 参照)、今後、更新時期が集中することが予測されます。

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の健全率を予測した結果を図 17 に示します。40 年後には、緊急度Ⅰ(速やかに改築が必要なもの)、緊急度Ⅱ(簡易な対応により改築を 5 年未満まで延長可能なもの)の占める割合は全体の約 7 割に達することが見込まれ、計画的に老朽化対策を進めることが必要になっています。

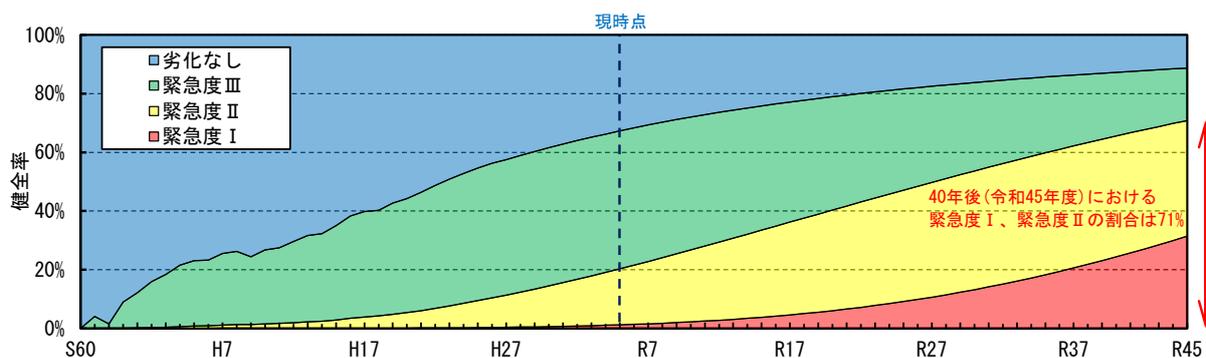


図 17 本市管路施設の健全率予測

(2) マンホールポンプ場

市内には 126 箇所のマンホールポンプ場が設置されており、下水の集水や送水に利用されています。これらのポンプ場では、使用年数が法定耐用年数(機械電気設備 20 年)を超過したものも存在することから、計画的かつ効果的に更新事業を進めていく必要があります。

(3) 処理場施設(農業集落排水)

農業集落排水事業の処理場施設は 6 箇所が整備されていますが、このうち池ヶ原処理場が最も古く、平成 7 年 3 月に供用を開始しています(令和 4 年度末時点で 28 年使用)。本市では老朽化施設の機能保全を目的とした「農業集落排水施設最適整備構想」(平成 23 年度・令和元年度)を策定し、効率的に施設の更新を推進しています。

3-5. 組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、職員の確保や技術の継承が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、職員数の適正化を図る必要があります。

3-6. 下水道事業の課題

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、下水道事業が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

(1) 老朽化施設の増大

本市では昭和 60 年度から下水道施設の整備に着手しており、今後、法定耐用年数を超過する施設の増加が見込まれます。今後は、限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的に施設を維持更新していくかが課題です。

(2) 下水道使用料収入の減少

今後、人口減少を起因として下水道使用料収入の減少が想定されるため、下水道使用料体系の見直しを含め、いかに安定的に収入を確保するかが課題です。

第4章 経営の基本方針

4-1. 基本方針

本市の下水道事業は、人口減少により使用料収入が減少傾向にあるなか、既存施設の維持管理費や将来における施設の更新等の投資費用の増加が見込まれ、今後厳しい経営環境となることが予想されます。このような状況を踏まえ、「第5次小千谷市総合計画」では「下水道施設の適正な維持管理」と「水洗化率の向上」の2項目を下水道事業の基本方針に掲げています。

前章に示した「下水道事業の課題」や総合計画の内容を踏まえ、本戦略の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針① 下水道施設の適正な維持管理

施設の維持更新を計画的に進め、維持管理費の低減を図る。

基本方針② 水洗化率の向上(下水道への接続促進)

健全な事業運営を推進するため、水洗化率の向上を図る。

4-2. 基本施策

基本方針の実行に向けた具体的な施策を定めます。

表7 本戦略の基本施策

基本方針	基本施策
①下水道施設の適正な維持管理	・広域化の推進 ・施設老朽化対策の推進 ・官民連携の推進 ・危機管理体制の強化
②水洗化率の向上 (下水道への接続促進)	・水洗化率の向上(接続促進)に向けた取組の推進

4-3. 経営目標の設定

基本施策の確実な実行と進捗確認のため、経営目標(指標)を定めます。

経営目標① 経費回収率

経費回収率(=下水道使用料収入÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100%)は、下水道使用料収入でどの程度汚水処理費を賄えているかを表す指標です。今後、下水道使用料収入の減少が想定されるなか、本書「第5章 今後の主要な取組」に示す取組によって経費回収率の維持・向上を図り、令和15年度の目標値を100%とします。

経営目標② 水洗化率(接続率)

水洗化率は、下水道整備区域内において下水道に接続している人口の割合を表す指標です。今後は1年当たり0.1%程度の伸びを目指し、令和15年度の目標値を97%とします。

表8 経営目標の設定

指標名	令和4年度 (実績値)	令和15年度 (目標値)
①経費回収率(%)	94.5%	100%
②水洗化率(接続率)(%)	96.1%	97%

第5章 今後の主要な取組

5-1. 広域化の推進

下水道事業の効率化を図る方策の一つとして、施設の広域化があります。

本市では、平成30～令和4年度に新潟県主導のもと施設の広域化に向けた検討を進め、令和12年4月に農業集落排水吉谷地区を公共下水道施設に接続する計画としました。公共下水道施設への接続により吉谷処理場を廃止することができ、維持管理費や施設更新費用の低減が見込まれます。

今後は、下水道事業計画の変更手続き、接続管の詳細設計を経て、工事に着手します。

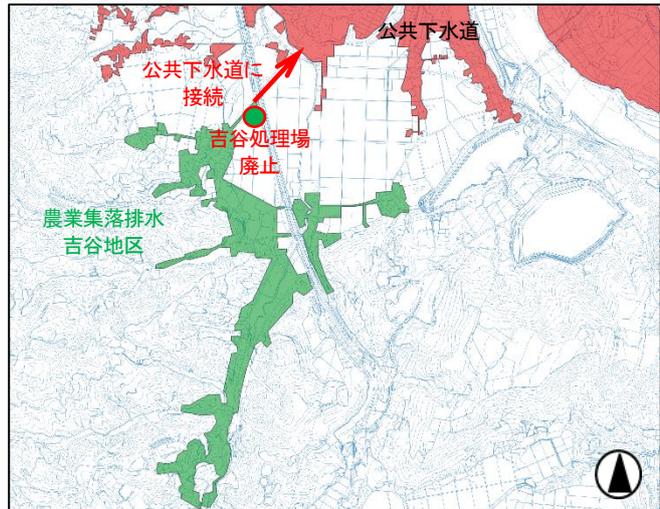


図18 広域化のイメージ

5-2. 施設老朽化対策の推進

(1) スtockマネジメント手法の構築

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

老朽化施設の増加が見込まれるなか、令和8年度に予定しているストックマネジメント計画の改定に合わせて、施設のライフサイクルコストの低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、下水道機能を確保します。

(2) 企業債償還方法の変更

将来的には、老朽化対策に要する費用を賄う財源として企業債発行額の増加が見込まれます。そのため、これまで以上に償還方法を工夫し、企業債利息の縮減を図る必要があります。

現在、企業債の償還方法は「元利均等返済」を採用していますが、借入時に償還方法が選択可能な場合は「元金均等返済」を採用し、早めに元金を償還することで支払利息総額の削減に努めます。

表9 企業債償還方法の比較

	元利均等返済	元金均等返済
特徴	償還額が一定であるため償還計画を立てやすいが、残高の減少が遅いため <u>支払利息の総額が大きい</u>	償還開始当初の資金負担額が比較的大きいが、残高が早く減少するため <u>支払利息の総額を抑制</u> できる
試算	<p>支払利息総額 246 百万円(30 年間)</p>	<p>支払利息総額 229 百万円(30 年間)</p>
支払利息	30 年間の縮減額 17 百万円	

(試算条件)・起債額 10 億円、償還期間 30 年、据置期間 なし、利率 1.5%

5-3. 官民連携の推進

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進むなか、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが全国的な課題となっています。この解決方法の一つとして、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の建設、維持管理、運営等を実施するPPP※3/PFI※4(官民連携)があります。

上下水道分野においては、令和5年度に「ウォーターPPP」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されています。

本市においても、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や老朽化施設の増大が想定されることから、今後は下水道運営基盤の強化を目的として官民連携の推進に向けた検討を進めます。

<p><PPP/PFI 導入の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共のメリット・・・財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立 ・民間事業者のメリット・・・新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大 ・住民のメリット・・・地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現 	
---	--

5-4. 危機管理体制の強化

下水道管理者は、地震や大雨時による災害時には、初動や応急対策を迅速に行う必要がありますが、自治体職員の減少等の影響により、大規模災害に対応できないことが懸念されます。このような状況のなか、新潟県では県内で下水道事業に着手している市町村の意向を反映し、災害時における下水道施設の支援協力に関する一括協定を令和3年3月に締結しています。

本市も一括協定に参画しており、災害時における初動や応急対策の迅速化、本市職員の負担軽減が期待できます。

表 10 災害時支援協力に関する一括協定の概要

項目	内容
協定締結日	令和3年3月8日
協定対象の下水道管理者	新潟県及び県内下水道着手全27市町村（政令市を除く）
協定の種類と締結先	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （締結先1）公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 （締結先2）一般社団法人 新潟県下水道維持改築協会
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 （締結先）公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

5-5. 水洗化率の向上(接続促進)に向けた取組の推進

水洗化率の向上(下水道への接続促進)は、「快適な生活環境の確保」と「公共用水域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで下水道使用料収入を確保し下水道財政の健全化を図るという2つの観点から重要です。

水洗化にあたっては宅内に排水設備を設置して下水道に接続する必要がありますが、本市では排水設備設置資金貸付制度を設け、下水道への接続を促進してきました。

同制度については様々な機会を捉えて説明・広報を行い、制度の浸透と活用を図ります。

※3 PPP…Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を目指すもの。

※4 PFI…Private Finance Initiative PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

第6章 投資・財政計画(令和6～15年度)

将来にわたり持続可能な下水道経営を実現するため、今後10年間(令和6～15年度)の投資・財政計画を策定します。

投資・財政計画は、下水道施設に関する投資の見通し(投資計画)と、その財源の見通し(財源計画)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡するよう策定します。なお、投資・財政計画は、現在の下水道事業会計方式(p.2参照)に準じて策定するものです。

6-1. 投資計画

今後10年間(令和6～15年度)においては、施設の広域化(農業集落排水吉谷地区の統合)や施設の老朽化対策に要する費用を見込みます。

なお、本市の汚水処理人口普及率は99.3%に達し、汚水処理施設の整備は概ね完了していますが、民間による宅地造成や新規接続が一定数見込まれることから、汚水管路施設の新設費用を見込みます。

また、本市は新潟県信濃川下流流域下水道(長岡処理区)の構成市となっているため、流域下水道の建設に要する負担金が必要になります。

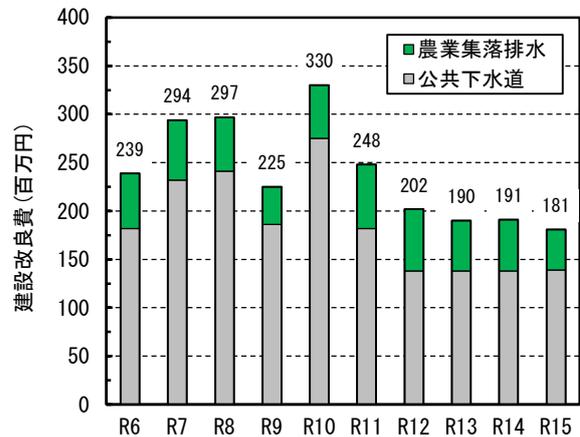


図19 今後10年間の投資計画

表11 今後10年間の投資計画(単位：百万円)

事業	施設	内容	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	合計	
公共	管路	新設	96	50	50	50	50	50	50	50	50	50	546	
		広域化	0	0	0	0	10	60	0	0	0	0	70	
		老朽化対策	0	0	9	21	135	0	0	0	0	0	165	
	MP	老朽化対策	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	170	
	流域	建設負担金	57	153	153	86	51	43	59	59	59	59	779	
		事務費	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	121
		小計	182	232	241	186	275	182	138	138	138	138	139	1,851
農排	管路	新設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	MP	老朽化対策	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	150	
	処理場	老朽化対策	39	47	41	24	40	51	49	37	38	27	393	
		小計	57	62	56	39	55	66	64	52	53	42	546	
合計			239	294	297	225	330	248	202	190	191	181	2,397	

※MP:マンホールポンプ

※老朽化対策費は、施設の耐用年数や劣化状況を踏まえて設定

6-2. 財源計画

財源の試算方法を表 12 にまとめます。

表 12 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	・過年度の実績を基に下水道使用料収入単価を設定し、これに将来の有収水量を乗じて算定
	受託工事収益	・計上なし
	他会計負担金	・一般会計繰出基準に基づき算定(雨水処理負担金)
収益的収入 (営業外収益)	他会計負担金(基準内)	・一般会計繰出基準に基づき算定
	他会計負担金(基準外)	・収入が不足する場合等に計上
	長期前受金戻入 ^{※5}	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・企業債充当率を 100%として起債額を算定
	国補助金	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき計上
	工事負担金	・受益者負担金を計上

6-3. 投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 13 にまとめます。

表 13 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定 ・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 (構築物 50 年、機械及び装置 15 年、流域下水道施設利用権 50 年)
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定 ①公共下水道(通常分)、農業集落排水(通常分) 利率 1.5%、償還期間 30 年(据置期間なし)、元金均等返済 ②公共下水道(特別措置分) 利率 1.5%、償還期間 20 年(据置期間なし)、元金均等返済 (ただし、10 年目に借換) ③流域下水道(通常分、臨時措置分) 利率 1.5%、償還期間 30 年(据置期間なし)、元金均等返済
資本的支出	企業債償還金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定

<物価上昇について>

中長期の経済財政の展望として、内閣府から「中長期の経済財政に関する試算」が令和 6 年 1 月 22 日に公表されており、この中で物価上昇率や賃金上昇率の将来予測値が示されています。これを参考に、投資・財政計画では将来の物価上昇率として年 0.9%を見込みます。

※5 長期前受金戻入…資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して収益化を図るもの。

6-4. 投資・財政計画の策定

本戦略の計画期間である令和 6～15 年度の投資・財政計画を以下に示します。

(1) 収益的収入

今後は人口減少を起因として下水道使用料の減少が予測されることから、水洗化率の向上等の収入確保に向けた取組が必要です。なお、一定の資金残高を確保するため、当面は他会計負担金(基準外)が必要になりますが、令和 13 年度以降は不要となる見込みです。

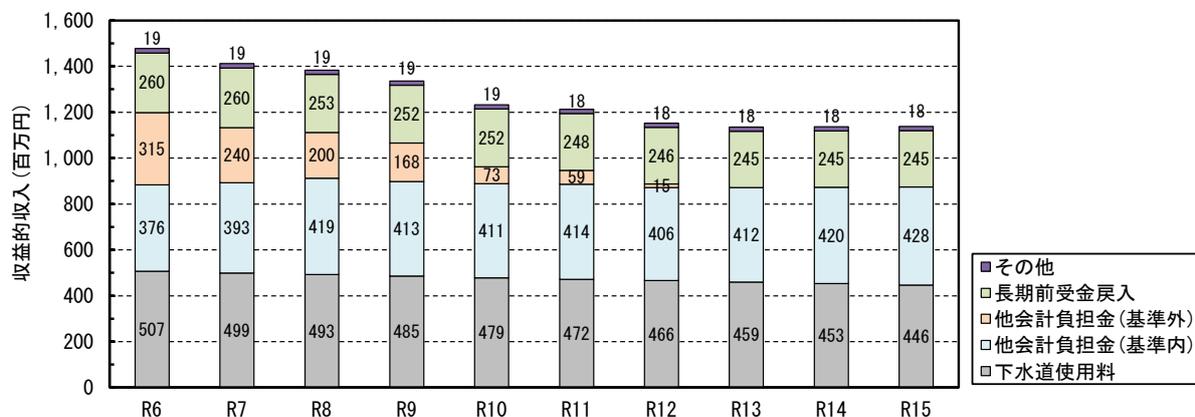


図 20 収益的収入 (公共+農排)

(2) 収益的支出

令和 12 年度に農業集落排水吉谷地区を公共下水道施設に接続することにより、維持管理費は年間約 1 千万円の低減が見込まれます。また、下水道施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため支払利息は減少し、令和 15 年度における支出の総額は 11 億円程度になる見通しです。

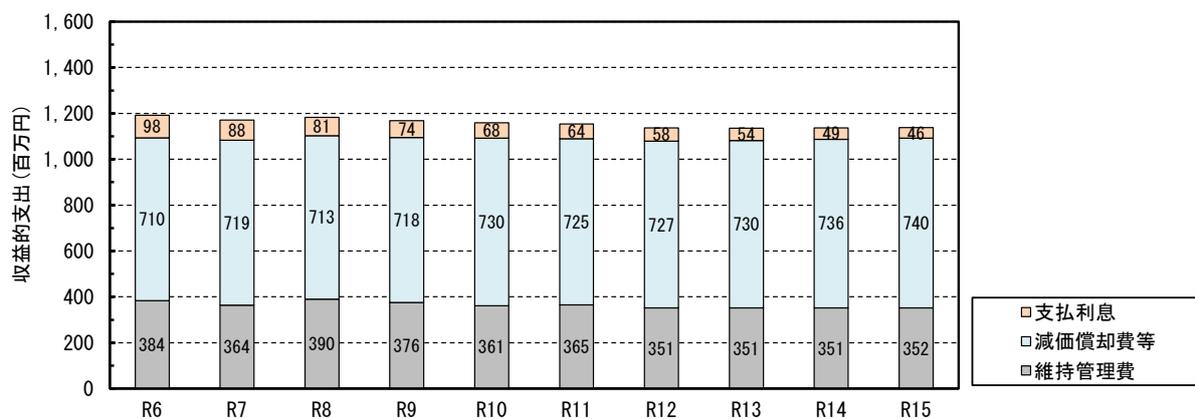


図 21 収益的支出 (公共+農排)

(3) 資本的収入

施設の老朽化対策や流域下水道建設負担金等に要する費用を賄う財源として、年間約 2～3.5 億円の企業債の発行が必要になる見通しです。(収入が支出に不足する額は補填財源で対応。)

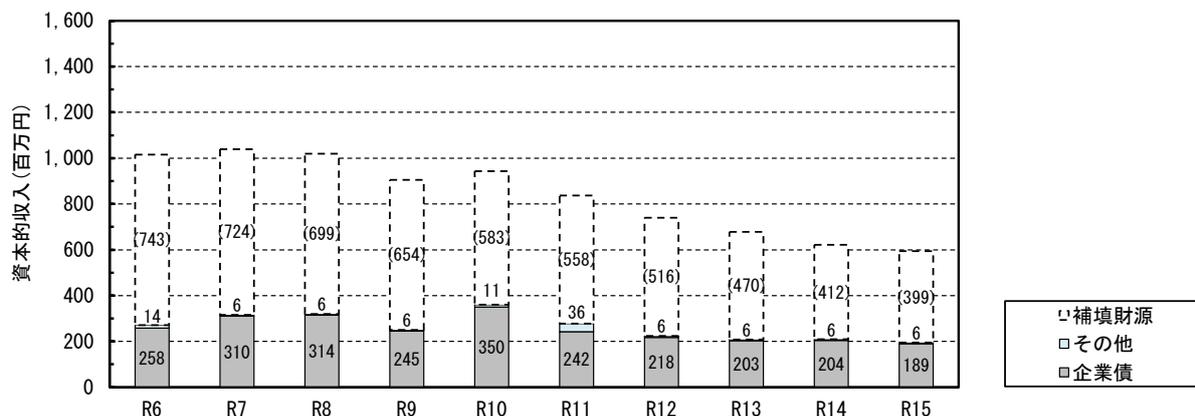


図 22 資本的収入の見通し (公共+農排)

(4) 資本的支出

下水道施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため企業債償還金は減少し、令和15年度における支出の総額は6億円程度になる見通しです。

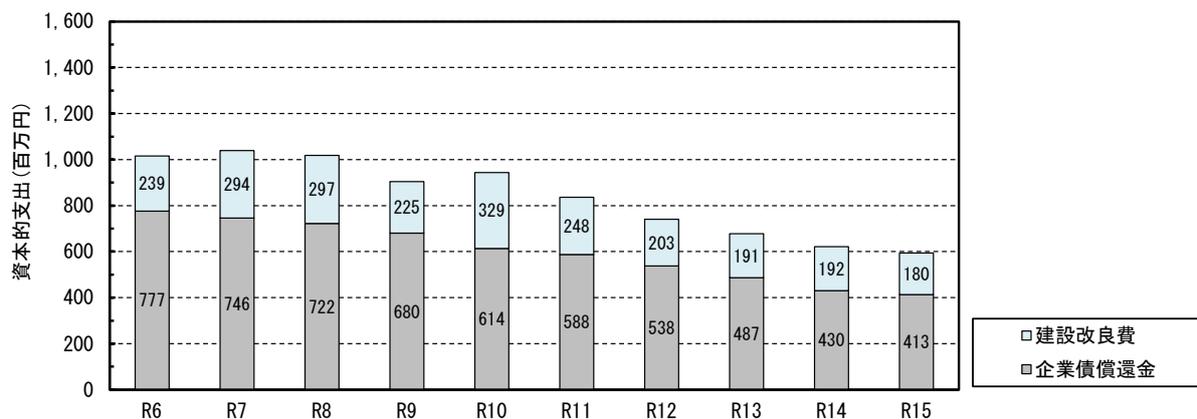


図 23 資本的支出 (公共+農排)

(5) 経費回収率

投資・財政計画の結果、令和7年度以降の経費回収率は100%となり、経営目標(100%)を達成できる見込みです。したがって、本戦略の計画期間においては下水道使用料の改定は不要と考えます。ただし、経費回収率を安定維持するためには、下水道使用料改定の必要性を定期的に検証する必要があります。

表 14 経費回収率の見通し (公共+農排)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料単価(円/m3)	159.1	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0
汚水処理原価(円/m3)	174.9	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0
処理原価(維持管理費)	120.4	109.2	119.2	116.4	113.3	115.9	113.0	114.6	116.3	118.0
処理原価(資本費)	54.5	49.8	39.8	42.6	45.7	43.1	46.0	44.4	42.7	41.0
経費回収率(%)	91.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100

※令和6年度は予算ベース。

(6) 資金残高(現金預金)

安定した事業運営を目指す観点から、資金残高は概ね5億円以上を確保する計画とします。

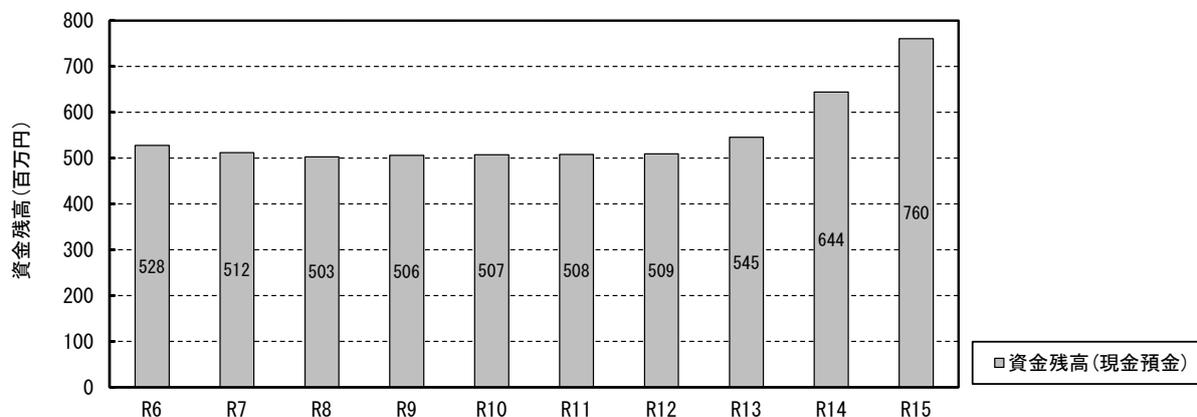


図 24 資金残高の見通し (公共+農排)

(7)収支見通し

本戦略期間における収支の見通しを図 25～図 28 にまとめます。

【計画中間年度(令和 10 年度)】

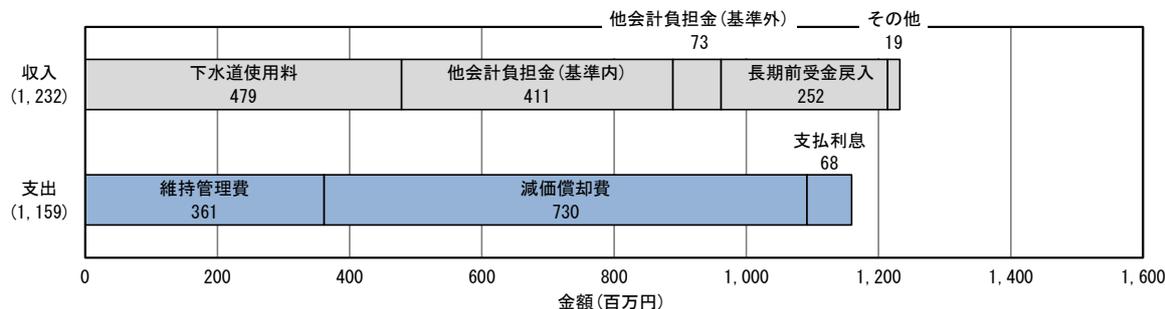


図 25 収益的収支(令和 10 年度 税抜)

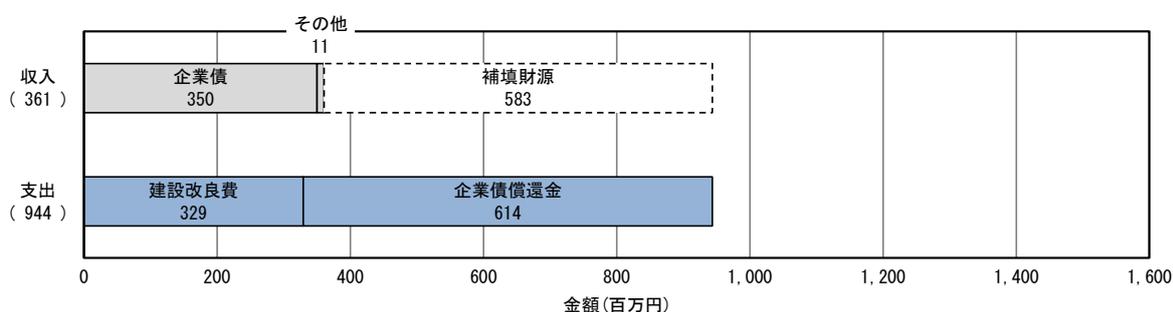


図 26 資本的収支(令和 10 年度 税込)

【計画期間末(令和 15 年度)】

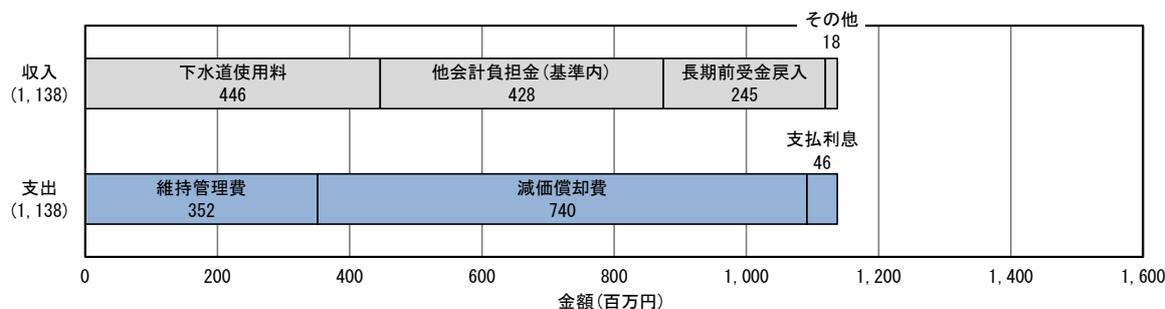


図 27 収益的収支(令和 15 年度 税抜)

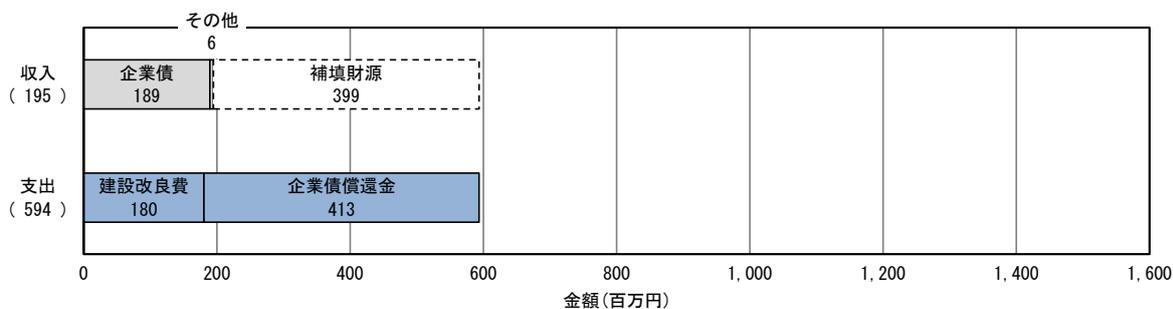
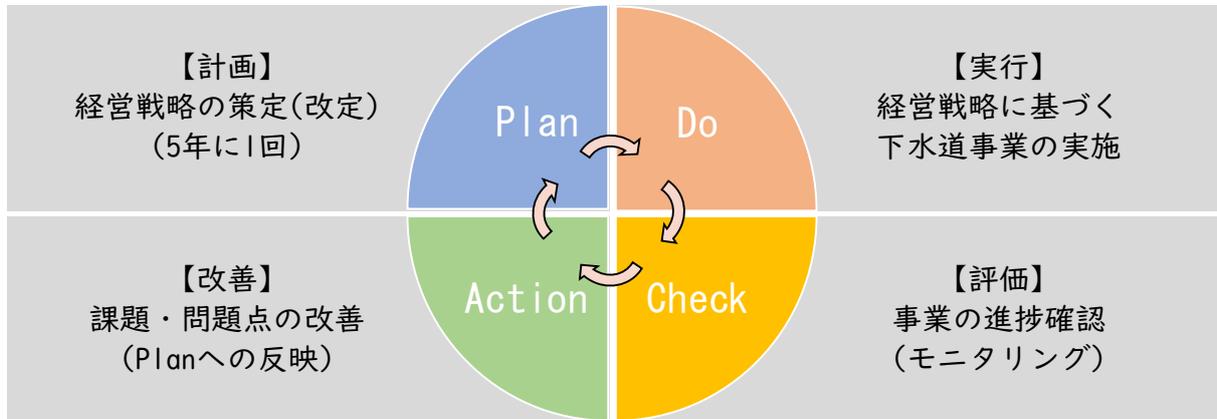


図 28 資本的収支(令和 15 年度 税込)

第7章 経営戦略の進捗確認と改定の方針

本戦略は令和15年度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、下水道経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに5年に1回の頻度で経営戦略を改定します。



第8章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」（国水事第46号 令和5年4月3日）に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表15に示します。

本戦略期間内は、経営目標とした経費回収率100%を達成できる見通しですが、経費回収率を安定維持するため、経営戦略の改定と合わせて収支構造の改善の要否（下水道使用料改定の必要性等）を定期的に検証します。

表15 経費回収率の向上に向けたロードマップ

区分	取組内容	経営戦略計画期間									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入増加のための取組	下水道接続の促進 (水洗化率の向上)	経営目標：水洗化率97%									
	支出削減のための取組	接続工事									
支出削減のための取組	広域化の推進 (農排吉谷地区を公共下水道に接続)	ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施									
	施設老朽化対策の推進 (ライフサイクルコストの低減) (投資の平準化)	官民連携の推進に向けた検討									
収支構造改善の要否検証	下水道経営のモニタリング (取組効果の確認等)	経営目標：経費回収率100%									
	使用料改定の必要性検証 経営戦略改定作業					5年毎					5年毎
						●					●

収益的収支(公共下水道及び農業集落排水)

区 分		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			(決算)	(決算見込)	(予算)	
収益的 収支 (税 抜)	収益的 収入	1. 営業収益	563,533	554,361	543,065	534,841
		(1) 下水道使用料収入	519,921	513,571	507,064	499,483
		(2) 受託工事収益	0	0	0	0
		(3) 他会計負担金	43,222	40,365	35,576	34,933
		(4) その他	390	425	425	425
		2. 営業外収益	901,219	957,577	933,906	876,508
		(1) 他会計負担金(基準内)	331,278	347,539	338,312	356,202
		(2) 他会計負担金(基準外)	277,386	325,367	314,948	240,000
		(3) 他会計負担金(退職給付費)	1,986	1,986	1,986	1,986
		(4) 補助金	3,571	1,171	19	0
		(5) 長期前受金戻入	267,626	262,025	260,169	259,984
		(6) その他	19,372	19,489	18,472	18,336
		収入計(A)	1,464,752	1,511,938	1,476,971	1,411,349
	収益的 支出 (税 抜)	1. 営業費用	1,059,396	1,120,248	1,092,894	1,082,461
		(1) 職員給与費	66,121	60,146	44,163	44,559
		・ 基本給	25,396	24,584	23,590	23,802
		・ 退職給付費	21,246	15,913	2,483	2,505
		・ その他	19,479	19,649	18,090	18,252
		(2) 経費	277,213	348,891	338,849	318,712
		・ 動力費	24,338	32,142	28,554	28,096
		・ 修繕費	50,418	68,608	73,854	56,765
		・ 材料費	0	20	20	20
		・ 委託料	39,050	71,057	62,864	63,348
		・ その他(流域下水道負担金等)	163,407	177,064	173,557	170,483
		(3) 減価償却費	710,044	705,487	703,194	715,276
		(4) その他	6,018	5,724	6,688	3,914
		2. 営業外費用	124,579	112,022	98,355	88,888
(1) 支払利息	124,543	111,352	97,735	88,268		
(2) その他	36	670	620	620		
支出計(B)	1,183,975	1,232,270	1,191,249	1,171,349		
経常損益(C) = (A) - (B)		280,777	279,668	285,722	240,000	
特別利益(D)		4,917	12,379	12,379	12,379	
特別損失(E)		5,676	9,860	9,860	9,860	
特別損益(F) = (D) - (E)		-759	2,519	2,519	2,519	
当年度純利益(又は純損失)(G) + (F)		280,018	282,187	288,241	242,519	
繰越利益剰余金又は累積欠損金		510,350	464,532	463,581	488,223	
流動資産		662,762	592,956	591,241	595,230	
	うち未収金	61,265	73,663	63,704	83,247	
流動負債		935,154	872,999	824,486	800,547	
	うち建設改良費分	805,957	776,600	745,984	722,045	
	うち一時借入金	0	0	0	0	
	うち未払金	121,946	89,755	72,134	72,134	

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
523,041	515,201	507,683	500,661	493,641	486,714	479,709	472,840
492,598	485,395	478,526	472,166	465,791	459,431	452,880	446,329
0	0	0	0	0	0	0	0
30,018	29,381	28,732	28,070	27,425	26,858	26,404	26,086
425	425	425	425	425	425	425	425
860,175	820,662	724,536	712,185	658,308	648,756	656,868	664,749
387,143	381,152	379,849	384,434	376,979	383,556	391,876	400,244
200,000	167,585	72,817	59,434	15,085	0	0	0
1,986	1,986	1,986	1,986	1,986	1,986	1,986	1,986
0	0	0	0	0	0	0	0
252,774	251,742	251,752	248,258	246,240	245,252	245,111	244,701
18,272	18,197	18,132	18,073	18,018	17,962	17,895	17,818
1,383,216	1,335,863	1,232,219	1,212,846	1,151,949	1,135,470	1,136,577	1,137,589
1,101,920	1,093,502	1,091,134	1,089,186	1,077,784	1,081,156	1,086,560	1,091,000
44,963	45,369	45,775	46,184	46,601	47,022	47,446	47,871
24,017	24,234	24,451	24,670	24,892	25,117	25,343	25,571
2,528	2,551	2,574	2,597	2,620	2,644	2,667	2,692
18,418	18,584	18,750	18,917	19,089	19,261	19,436	19,608
344,265	330,080	315,047	317,836	304,108	303,789	303,427	303,070
27,695	27,211	26,720	26,378	23,511	23,108	22,717	22,368
54,495	54,497	54,500	54,502	54,504	54,507	54,509	54,512
20	21	21	21	21	21	21	22
92,019	78,876	64,828	65,325	59,837	60,297	60,756	61,222
170,036	169,475	168,978	171,610	166,235	165,856	165,424	164,946
708,625	714,224	720,003	721,033	723,026	726,896	732,191	737,125
4,067	3,829	10,309	4,133	4,049	3,449	3,496	2,934
81,296	74,776	68,268	64,226	59,080	54,314	50,017	46,589
80,676	74,156	67,648	63,606	58,460	53,694	49,397	45,969
620	620	620	620	620	620	620	620
1,183,216	1,168,278	1,159,402	1,153,412	1,136,864	1,135,470	1,136,577	1,137,589
200,000	167,585	72,817	59,434	15,085	0	0	0
12,379	12,379	12,379	12,379	12,379	12,379	12,379	12,379
9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860
2,519	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519
202,519	170,104	75,336	61,953	17,604	2,519	2,519	2,519
477,995	480,000	480,000	480,000	480,000	482,519	485,038	487,557
585,002	587,007	587,007	587,007	587,007	621,971	719,755	834,797
82,100	80,899	79,754	78,694	77,632	76,572	75,480	74,388
758,502	692,788	666,558	616,004	565,753	508,783	491,796	447,985
680,000	614,286	588,056	537,502	487,251	430,281	413,294	369,483
0	0	0	0	0	0	0	0
72,134	72,134	72,134	72,134	72,134	72,134	72,134	72,134

資本的収支(公共下水道及び農業集落排水)

区 分		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			(決算)	(決算見込)	(予算)	
資本的 収支 (税込)	資本的 収入	1. 企業債	244,800	274,000	257,500	310,050
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0
		3. 他会計負担金	0	0	0	0
		4. 他会計補助金	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0
		8. 工事負担金	10,398	13,935	12,902	4,000
		9. その他	79	1,500	1,500	1,500
		収入計(G)	255,277	289,435	271,902	315,550
		(G)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(H)	0	0	0	0
		純計(I)=(G)-(H)	255,277	289,435	271,902	315,550
	資本的 支出	1. 建設改良費	187,976	277,203	238,510	293,632
		うち職員給与費	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	847,145	805,957	776,600	745,984
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0
支出計(J)	1,035,121	1,083,160	1,015,110	1,039,616		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(K)=(I)-(J)		779,844	793,725	743,208	724,066	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	452,910	441,116	432,163	479,859	
	2. 利益剰余金処分額	310,000	328,000	290,000	217,877	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	
	4. 消費税資本的収支調整額	16,934	24,609	21,045	26,330	
	補填財源計(L)	779,844	793,725	743,208	724,066	
補填財源不足額(K)-(L)		0	0	0	0	
他会計借入金残高		0	0	0	0	
企業債残高		7,159,718	6,627,761	6,108,661	5,672,727	

他会計繰入金(公共下水道及び農業集落排水)

区 分		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			(決算)	(決算見込)	(予算)	
収益的収支分			653,872	715,257	690,822	633,121
	うち基準内繰入金		376,486	389,890	375,874	393,121
	うち基準外繰入金		277,386	325,367	314,948	240,000
資本的収支分			0	0	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0
	うち基準外繰入金		0	0	0	0
合計			653,872	715,257	690,822	633,121

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
314,000	244,900	350,000	242,450	218,100	202,750	204,000	189,300
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	5,000	30,000	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
319,500	250,400	360,500	277,950	223,600	208,250	209,500	194,800
0	0	0	0	0	0	0	0
319,500	250,400	360,500	277,950	223,600	208,250	209,500	194,800
296,732	224,891	329,221	248,231	202,591	190,612	191,583	180,375
0	0	0	0	0	0	0	0
722,045	680,000	614,286	588,056	537,502	487,251	430,281	413,294
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,018,777	904,891	943,507	836,287	740,093	677,863	621,864	593,669
699,277	654,491	583,007	558,337	516,493	469,613	412,364	398,869
459,918	466,311	478,560	476,908	480,835	452,648	395,311	382,835
212,747	168,099	75,336	61,953	17,604	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
26,612	20,081	29,111	19,476	18,054	16,965	17,053	16,034
699,277	654,491	583,007	558,337	516,493	469,613	412,364	398,869
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
5,264,682	4,829,582	4,565,296	4,219,690	3,900,288	3,615,787	3,389,506	3,165,512

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
619,147	580,104	483,384	473,924	421,475	412,400	420,266	428,316
419,147	412,519	410,567	414,490	406,390	412,400	420,266	428,316
200,000	167,585	72,817	59,434	15,085	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
619,147	580,104	483,384	473,924	421,475	412,400	420,266	428,316

小千谷市下水道事業経営戦略(第2次改定)

令和6年3月

新潟県小千谷市ガス水道局

TEL : 0258-82-4115

FAX : 0258-82-5551

メール : gasu@city.ojiya.niigata.jp